

奥出雲町宿泊業経営持続化重点支援事業補助金公募要領

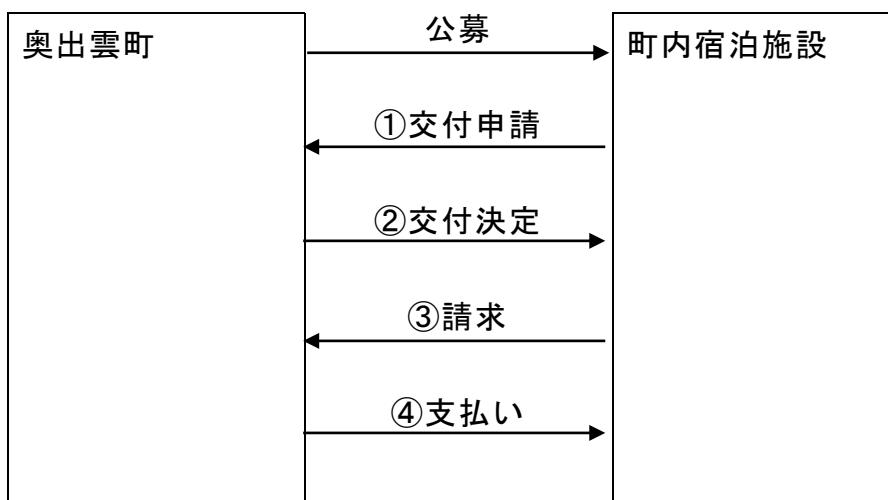
1 事業目的

本補助金は、急激な物価高騰の影響を受けている町内宿泊施設に対して、宿泊者1人当たりに係る経費等の一部を補助することにより、町内宿泊施設の経営持続化及び地域経済と商業の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象事業等

補助対象事業	町内宿泊業
補助対象事業者	(1) 町内に主たる事業所を有する宿泊事業者 (2) 奥出雲町暴力団排除条例（平成24年奥出雲町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員と関係のないこと。 (3) 町税の未納の徴収金がないこと。 (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に基づく店舗型性風俗特殊営業に該当する営業及びこれに類する業種でないこと。 (5) 社会通念上不適切であると判断される事業者でないこと。
補助対象経費	令和7年中の宿泊実績者の経費上昇相当分（※1）
補助対象期間	令和7年1月1日～令和7年12月31日
補助額	宿泊実績者1人当たり経費上昇相当分×宿泊実績者数×1／2 ※1 経費上昇相当分 小規模施設 500円／人（宿泊者数5,000人以下） その他施設 300円／人（宿泊者数5,001人以上）
補助上限	100万円

3 補助事業の事務の流れ



4 応募方法等

(1) 提出書類

交付申請書（様式第1号）に必要な書類（別紙1～3）を添えて奥出雲町が定める期日までに提出すること。

(2) 提出部数

正本1部を提出すること。なお、提出書類は返却しない。

(3) 提出方法

書類の提出は、以下の3通りに限る。ファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の3通りの方法の組合せによる提出は可とする。

① 電子メール

- ・ ④ (1)の提出様式をWord、Excelファイルでメールに添付の上、送信すること。
- ・ 件名は「奥出雲町宿泊業経営持続化重点支援事業（事業実施主体名）書類提出」とすること。
- ・ メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・ メール受領後、送信者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて以下④(4)②「郵送先及び本件担当」まで照会すること。

② 郵送等（郵便、宅配便等）

- ・ 簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・ 郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

③ 直接持参

- ・ 来庁日を予め本件担当と調整のうえ持参すること。

- ・原則、本件担当との手交とする。

(4) 提出先

① 電子メール

teisan@town.okuizumo.shimane.jp

② 郵送先及び本件担当

〒699-1592

島根県仁多郡奥出雲町三成358番地1

奥出雲町定住産業課

奥出雲町宿泊業経営持続化重点支援事業担当（宛）

TEL: 0854-54-2524

(5) 提出締切

令和8年3月3日（火）

・電子メールは当日の送信記録があるもの

・郵送等の場合、当日17時必着